

第6回 須坂市伝統的建造物群保存地区保存審議会 議事録（要旨）

【日時】 2023年2月21日（火）14時から16時

【場所】 須坂市役所本庁舎3階 305会議室

【参加者】

〔出席委員〕： 土本俊和委員、梅干野成央委員、松田昌洋委員、和田勝委員、小林義則委員、田子修一委員、小林文夫委員、飯塚芳士委員

【Webリモート出席】 後藤治委員、吉澤まゆみ委員

〔欠席委員〕： 佐倉弘祐委員、吉澤政己委員、小林裕委員、中野博勝委員

〔事務局〕： 滝澤社会共創部長、峯村文化スポーツ課長、村石まちづくり担当課長、寺沢重伝建推進係長、小西重伝建推進係主任技師、滝沢まちづくり産業調整専門官

〔オブザーバー〕： 長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課 市川格指導主事

【配布資料】

- ・次第
- ・（資料1）第5回保存審議会後に提出されたご質問・ご意見と事務局回答
- ・（資料2）保存活用計画案
- ・（資料3）修理修景基準ガイドライン案
- ・（資料4）須坂の町並みだより No18

（当日配布資料）

- ・会議内容に対する意見記入用紙
- ・座席表
- ・2022年度伝統的建造物群保存地区制度町別説明会開催結果概要

【会議状況】

1 開 会（滝澤部長）

2 会長あいさつ（土本会長）

3 議事

（1）第5回会議後に提出いただいた質問・意見について（峯村課長）

資料1に基づき、事務局より説明。

これに対し、委員より次の意見があった。

委 員：これで地区決定して進むとすると、今後建築基準法の適用除外条例も検討するようになるかと思うが、地元で設計、施工する時に、文化財保存活用支援団体等の指定をしっかりと、地域で進められるように体制を検討していただきたい。

委 員：建築士会でも伝建等色々勉強する機会があるので、そういう経験をした方を活用していただけることはありがたい。

委員：人材や団体組織の育成や活用をしっかりと進めていければと思う。

【意見 11】の醸造についての意見に関して、酒類や味噌のみだけでなく、醸造として表記修正していただいた。

(2) 保存活用計画案について（峯村課長）

資料2 保存活用計画案について説明。

これに対し、委員より次の意見があった。

事務局：説明に関し、改めて修正あり。8ページ9ページに関して板壁のものが街道に面さない部分が存在すると記載しているが、改めて古写真等を確認しているが、今のところ板壁のものが確認できていない。板壁の部分が確認できたら記載をしていきたい。8ページの「一方で・・・」と、9ページ（長屋）の下から3行目「板壁のものも存在し・・・」の内容は追加したが改めて削除したい。

委員：大壁と真壁を共に区別して板壁は見当たらないとのことか。

事務局：真壁のものについては確認ができています。また、下見板張りは確認ができていますが、全面板張りがなかなか見つからない状況である。

委員：ここで板壁とはどういうものか。下見板張りのことをさして板壁と言っているのか。

事務局：長屋の辺りだと、上からトタンであったり、板であったり張っているものが確認はされているが、それらが昔どうだったか復原する際に、もともとおそらく板が張ってなかっただろうと、剥がして土壁、真壁等だったのでないかということで、板壁を削除しようと考えている。

委員：少し表現が抽象的過ぎる。ガイドラインにも関係してくる話で。古写真がないようであれば削除を。

古写真に下見板張りはあったのか。

事務局：表の街道沿いの店にも使われている。

委員：壁は小屋とか物置も含めての表現だと、真壁っぽく壁を作っているのがあったかと思う。検討していただきたい。

事務局：検討したい。

委員：細かいところだが、「仕上げは中塗り仕上げや白漆喰仕上げのものが混在する」ということで、中塗りの部分を仕上げと言っているかどうか。施行事業者から見ると、まだ途中と言うか、留まっている段階の話なのかという認識もあるかと思う。「中塗りあるいは白漆喰仕上げ」くらいでも良いのではないか。

事務局：中塗り仕上げという表現をいくつかのページでしていると思うので修正したい。併せてガイドラインも修正したい。

委員：最終的にそれで仕上がっているという意味では中塗り仕上げで。きちんと理屈を持っていけばよい。

委員：クラシック美術館の土蔵の場合はあのまま仕上げている。

事務局：表現については再度検討し、統一したい。

委員：中塗り仕上げと漆喰仕上げの言葉の使い方など、全国的にみてどうなのか。

委員：基本的には中塗り仕上げというのは完全に仕上げ面として見せているところが多い時に使うことが多いと思う。一般的な傾向ではないか。

委員：塗らないなら仕上げしかないという感じで仕上げている。

委員：細かいことを言うと、白漆喰塗り仕上げだと思う。

委員：通常は漆喰で仕上げるのが当然で、白漆喰仕上げと言うが、中塗りとか荒壁は中塗りしまい、それで終わりという意味で、仕上げと言わずに荒壁しまいとか中塗りしまいと施行事業者は使う。

委員：「しまい」という言葉を検討していただきたい。施行事業者にも違和感のないように所有者とか違和感のないように今のうちから、いい言葉にしておいて欲しい。

事務局：まだ秋頃まで時間があるので調べながら、運用開始後の事業者も困らない表現にしたい。

(3) 修理修景基準ガイドライン案について（峯村課長）

資料3 修理修景基準ガイドライン案について事務局から説明。

これに対し、委員より次の意見があった。

委員：蔵の町並みというと土壁で修理、保存するとなるが、寒いとなかなか土壁の工事がままならない。年度内はなかなか厳しくなる。何とか緩やかなルールができないか。

委員：新年度が始まり、年度内事業で工期はあるが土壁の仕事に関しては、荒壁、土蔵の場合は荒壁塗って乾いてからの作業になるので、11月から3月のお彼岸くらいまではほとんど土壁の仕事ができない。土壁の仕事は単年度でやるのは無理だと思う。2年度くらいは指導した方がいいと思う。下見張りまで仕上がらないと思う。

委員：ガイドライン2ページの下屋敷構えで、道路に壁面線を下げないと書いてある。配置図を見ると軒先の屋根の出は道路から飛び出していない。文章だけ読んでいくと壁面線を道路に下げないと書いてある。そうすると屋根の出が外に出てしまう。その辺のところ正誤性だけ。図面は少し下がっているからこのように指導していけば問題ないと思う。

事務局：1点目の土壁等工期が長いもの、冬場工事が難しいものに関して、2年度工事を想定するか、第1期、第2期といった形で第1期はここまで、そこから先を2年目と工期を分けて申請する形も想定させていただきたい。今後再検討していきたい。

2点目の壁面線、軒先に関する内容については意見のとおり、ガイドラインの中で軒先を道路から出ないようにと言った文言に記載したい。

委員：土壁は難しい環境でやっているともずい。崩れやすい土壁が慢性的にできてしまうので、結果を見通して細かく塗れるようにしていただきたい。

2つ目の2ページの図の横の写真を見ると、真ん中にあるのが水路だとすると、水路を実線にして土蔵・付属屋になっているところを点線にする図がいいかと。この図だと暗渠に見えるので開渠でお願いしたい。

事務局：そのように訂正したい。

委員：先日の会議で、工法についてもう少しディテールを具体的に示せないかと、細かい調査ができていないのかと言われた。名古屋工業大学をでた先生がフリーで本を出しているのが細かいディテールがあるので参考に。精査しないといけないが、具体的に示していくと、後々楽かなと気がする。

委員：特に5、6ページ目の伝統的建造物群の特徴のところをどれだけ充実できるか。

具体的には、正面の2階の窓。窓の形式が時代に依って大きく異なる。古いものと言うと、2つ付いていたり、そこにはまっている建具は基本的には内側は土戸になってくると思う。時代が下ると連窓になって、その両側外側に戸袋が付く形式になってきたりする。この辺り、時代を分けながら書くべきか、まとめて書くべきか検討いただきたい。この辺のディテールはきちんと書いておいた方がいいと思う。それと関係して、はまってくる窓のデザインもいくつか古いものが残っている家があるので、その辺り取材してもらいながら充実していけばいいと思う。

先ほどの説明の中で、下屋庇に関しては書いてない話をしていたが、おそらく須坂では下屋庇、正面に付いている下屋を雁木とかつては呼んでいたのではないかと思う。古い資料を見てみると、「雁木」と書かれているものが。古写真等参考にすればそのディテールも見えてくると思う。今は室内化してしまっているが、かつては道と連続した外部空間があったはず。そこに面してあった建具はおそらくほとんどが上げ下げ戸だったと思う。これについても書いた方がいいかと思う。所有者によっては、こっそり表構えを復原したいという方もいるかもしれない。かつての様子が分かる方に取材をして載せていただきたい。

もう1点、軒回りは時代に依って特徴がある。江戸時代以前のは簡素で、垂木の部分を塗り込めただけであったり、波型に仕上げるだけであったり、明治時代以降になると蛇腹を組む形になって行く。この辺も時代を分けながらまとめると参考になると思う。

事務局：今の意見の通り、様々な時代に依って形式の異なってくる部分も多くあるので、古写真や所有者に取材、調査報告書等で記載を検討したい。

委員：5、6ページの中で屋根の特徴として金属板葺きがあるが、本来、こういう町並みでこういう姿だろう、いかに残していくかを示されているものだと思う。そうすると、果たして金属板葺きはいいのか。ただ、今後の修理、修景の方でやって行く中で、載せておかないと制約になる話であれば、考えとしてはあるだろうが。ここに載せている意図というのが整理されているのであればいいが、いかがか。

関連して、10ページの瓦葺きのところは、伝統的な瓦葺きの工法は土葺きですと書いてあるが、本来はそういう姿だったと思う。土葺きというのも逆に制約になると耐震補強関係の問題になることもある。屋根を軽くして耐震性能を上げる方法も考えられる。問題にならなければいいが、その辺が気になったところ。

切妻、寄棟があって、陸屋根、片流れはダメだが、入母屋はいいのか。

事務局：1点目の5ページ目の金属板葺きについてだが、混在している気がする。伝統的建造物の特徴ということで、伝統的な工法等記載したいと思い、今後修理修景してい

くならこのようにしてくださいと参考となる資料と意味合いが混ざってしまい、どういった方針で記載していくのか検討したうえで修正したい。

10 ページ目の瓦葺きのところについて「土葺き」という内容が足かせになってしまふとまずいという思いと、瓦葺きと形状瓦で耐震性能を向上させるための工法等取り入れたいという思いはあるが、修景のところで伝統的な工法を継承していく一つになるかと思う。実際に修景を運用する際にどこまで伝統工法を取り入れて、現代工法との兼ね合いをどこまでするかというところが詰め切れていない。

入母屋については、基本的に今後とも修景で認めていくことは考えていない。絵として入れていくのは可能であると思うので、記載を進めていきたい。

委員：最後の入母屋の問題で、入母屋は2通りあるが、1つは撞木造りの交点の部分が見えてしまう。5ページの屋根の飾り瓦が撞木の屋根で出ているところが入母屋の部分。更にいうと50年経てば文化財になるという意味でいうと、戦後の昭和も入れることになってくる。あまりきつく言うと、潰れる可能性があるので少し緩い表現で。

委員：私としては、入母屋は許可すべきではない話ではなく、切妻、寄棟だったら、何となく入母屋が気になった。先ほどの話があるようであればいろいろ気を付けなければいけない。

委員：この書き方がとても難しいが。切妻（平入）と、ほとんど同じになるが、文言としては積極的に使っておいた方がやはり須坂らしさという意味ではいいのではないか。

委員：5ページの屋根の飾り瓦の部分について、撞木が見えているところの表側にはしっかりとした飾り瓦が付くと、反対側には付かないか、簡素なものが付くという部分がある。それも一つの伝統というか。

委員：書くか書かないか難しいところ。意識してもいいと思う。

委員：9、10、11 ページで、9ページだと在来工法、伝統工法と「エ」工法と書いてあるが、10ページの瓦葺きの構法は「構え」の構法になり、11ページの土壁の工法は「エ」工法になっている。意識して使い分けているのであれば構わないが、特に意図がないのであれば統一した方がいい。

事務局：「こうほう」という言葉の漢字については、悩んでいたところで統一しようと思っていたが、統一しきれていなかった。今後検討したい。

委員：10 ページ右下の写真の瓦は釉を塗っている瓦ではないと思うが。日本海側にいくと、赤瓦などは釉を塗っていて、黒くピカピカしている。区別して書くとしたら8ページの屋根の色彩に「灰色もしくは黒色系統とする」のところに釉のことを書くか書かないかという感じ。少し検討していただきたい。

事務局：先々を考えるとガイドラインに8ページの基準の「灰色もしくは黒色系統にする」のところで記載した方が良く考えている。こういった表現や内容を書いておくべきなのか詰めていないので、指導いただきながら記載をしていきたい。

委員：補助金について、店舗あたりだと2,000万円、その他付属屋・社寺は800万円上限

となっているが、須坂の核となっている芝宮神社が重伝建の範囲に含めたということは大事にしていかなければいけない。白壁の神社も大切な遺産だと思う。須坂にとって重伝建の地域は氏神様としたら芝宮だと思う。そうすると、800万円の上限でいいのか。宗教的な問題も絡むからいろいろな意見はあると思うが、もう少し何とかしていただけないか。

入母屋の関係だが、芝宮は入母屋の平入造。あまり類をみない形じゃないかと思う。須坂の核だと思うので大事にしていきたい。

事務局：確かに社寺だと費用的にもかなり掛かると思う。どうしてここに入ってしまったか、追って確認をして種別を検討したい。

委員：現在、空き家になり老朽化が進んでいる建物に補助金を使って修理したいが持ち主は住んでいない場合に、一応保存が目的なので適用になるのか。

適用になったあとに、翌年売買するとか。建物の価値を補助金であげておいて、高く販売ということもあるので、期間についても触れておいた方がいいのかなと思う。

事務局：先日の町別説明会でも同じ意見がでた。古く屋根が落ちている建物も特定物件にして補助金が見えるのかという質問がでた。今後、特定物件は17ページの修理の補助金を使うための同意が必要になるが、その方が引き続き使い続けていく考えがあれば同意をいただき特定物件の補助金を使っていただく。

委員ご意見のケースのように、補助金を使って整備して数年後売却をする意向があったとしても、きちんと売却した相手にも特定物件である、今後取り壊しができない、使い続けなければいけないことを承知したうえで売却する分には問題はない。

特定物件として、自分、家族または売却をしてどなたかに使い続ける可能性があるれば、価値のある建物として特定物件の登録をしていきたいと思っている。今使っている方が先々も使い続ける意向がある物件については特定物件の同意をお願いしていく考えである。

事務局：補助金を活用して建物の価値を上げる可能性は、確かにある。他市の状況を聞いてみたいと思う。

委員：空き家を修理して、借家にすることは問題ないか。

事務局：直したのを機にもう一度きちんと使い続けられる方に貸して活用していくやり方もあると思う。そういったケースには特定物件に同意いただけるよう働きかけたいと思う。

委員：5、6ページで、屋根、外壁を分ける話だが、その前に須坂の家を代表するイメージを持ってもらった方がいい。先ほどの撞木造りの話で例えば、撞木造りといった言葉であったり、外壁のところに入っている土蔵造りといった言葉であったり。須坂の家の特徴である外通路。その3つくらいはここで始めの部分で取り上げて、須坂の町家の特徴を強く訴えた方がいい。外壁のところに入っているのに違和感があり、土蔵造と同じくらい須坂の家の特徴としてあげる言葉として撞木造り、外通路かなと思う。

2 ページ目の真ん中にある配置図で、雁木というか下屋庇がないので、是非それは入れてもらった方がいい。特に修景する時に、下屋庇を設けるか設けないか。必ずしも設けなくてもいいが、その辺大きなところだと思う。

事務局：5、6 ページのところに関しては、土蔵造は外壁に限らない。須坂の町の特徴ということで、種別の前かもしくは後か、そういった項目を設けて記載をしていきたい。

2 ページの配置図のイメージ図は、雁木、下屋庇については記載をする方向で、下屋庇は現在の基準、ガイドラインの中だと、11 ページの上段に外部意匠下屋庇と設けている。これについては「一階部分や二階部分の開口部など、必要に応じて設けましょう」との記載に留まっている。基準の中でも「周囲の伝統的建造物に準ずる」という表現に留まっているので、「一階の街道に面する部分には設ける」との表現にするか改めて検証したい。

委員：6 ページの環境物件の中に、神社やお寺の境内の中にも庭とか樹木とかあるので、写真に盛り込んでもらいたい。

事務局：特徴についても追加していきたい。

委員：4 ページの内部の改修についての文章で、よく読めば下の方でわかると思うが、2 行目「内部の改修については制限がなく、住みやすいように改変することは自由にできます」とここに出てくると、改修する方は何でも自由に出来るのだと誤解を見受けられると思う。下の文章を読むといろいろ書いてあるが、補助の対象としては、中は自由に全部直してもいいことになるのか。

委員：この文章だけ読むと制限なく自由にできると捉えてしまう。言葉と上手い文章でもう少し明確に書いた方がいい。下の方の文章ではある程度制約が入っているが、その辺加味して整理した方がいい。妻籠宿でもかなり外観は修景やっているが、中に入ると主要の構造部の柱とか制限をしてあり、床やお勝手周りはかなり自由にきれいに直したところもある。ある程度の制限を言葉でしておかないと、勝手に何でも自由にやっていいことになる可能性があるのでは、その辺を考えていただきたい。

事務局：基本的に補助対象にはならないが、内部の改修について自由にできますという表現になってしまったが、特に伝統的建造物の特定物件となったものに関しては、主要な構造部は維持していく方向になると思う。内部の改修についてのところは、修理修景許可を含めた記載になってしまっているので、明確に分ける記載にしたい。

委員：主要構造部は柱とか残してもらいたいが、むしろ当初材をしっかりと残した方が保存とか維持管理にはいい。無理して差し替える必要はないですよと、どこかに書いていただきたいと思うが、検討していただきたい。

委員：ガイドライン案については、たくさん意見がでたが、まだ時間があるので事務局で検討していただきたい。

委員：特徴のところ、本来はこういう姿であったと書くのも一つの手かと思う。ガイドラインとしてこういう工法にすべきだというふうに捉えられる。本来の特徴としてはこういうものだと前で示すのはいいかと思う。

事務局：5、6ページの特徴のところには工法について細かい記載がされていないのでそこに記載をしていくか、ガイドラインのこの部分だと規制のようにも見えてしまうので、検討、調整していきたい。

委員：大きな建物で背が高いと重たくなる、背が低くて小さければ土葺きでも良いのではないか。例で17ページに構造躯体とか耐震補強とか。工夫して書いていただきたい。

委員：内部の改装について、他の重伝建の地域に行くと、建物を開放してくれる個人宅があるが、須坂の場合は市で所有している建物は開放しているが、その他はなかなかプライバシーの問題もあってできないと思うが、中には開放してもいいという方がいるかもしれない。そういう場合には補助金対象として内部の方も出るのか。

事務局：現在考えている補助金の方針は、そういった用途の補助対象は設定していない。その場合に補助を出している伝建地区があるか研究したいと思う。

委員：それは市の独自の制度で不特定多数の人が使うものに対しては市の登録建造物で助成金を出しているのがあるので、それと併せ持って制度運用できるかどうか。

事務局：まちづくり課に歴史的建造物の登録制度というもので、内部の改修、不特定多数の方が入られる場所に関しては、500万円を上限に補助金といったものがある。そういったものとの併用も考えられるかと思う。伝建の制度で内部は難しいと思うので、他の制度で対応することも考えられるかと思う。

委員：実際に伝建の制度が動きだし、併用できる補助メニューというと、市の歴史的建造物の制度は引き続き残していただけるのか。

事務局：現状だと歴史的建造物の制度と空き店舗を改修する時の制度があり、重伝建制度を運用後もその制度をやめる予定はない。補助金を併せて使うことに関しては、伝建制度で外観のみ、内部については歴史的建造物のみ、すみ分けがしっかりできていれば可能になるかなと考えている。

委員：かなり大きなメリットになる。

委員：もう一つ、修理修景事業を10年以上やってきて、修理修景事業が済んでいる建造物に対して特定物件になった時、また修理できるのか。

委員：それは妻籠宿とか奈良井とか千曲市で店舗に使って、お土産を販売したり、食事をしたり、いろいろな施設があるが、住宅だけでなく店もある。

事務局：実際に歴史的建造物の登録された建物で主に外側、基礎部分を工事で補助対象として、中の設備を店舗用のわざわざ店等開設支援事業を使った建物もある。それもまた引き続き重伝建の修理修景の補助金を使うことも想定される。

委員：修理修景でやっていて今回の制度で特定物件になった場合、重伝建の制度でまた修理していいのか。

事務局：今回同意いただいた建物についても補助金を使えるようになる。

委員：須坂市では、耐震診断、耐震補強関連の補助事業は別にあるのではないかと。将来的には耐震診断、耐震補強をやる必要があるのでは、一緒に活用できる形になっているかどうか。構想躯体も対象となれば中の枠組みとも上手く活用しながら、伝統的な建物を残していくうえでもいい方向に行くと思うので検討いただきたい。

事務局：住宅の耐震診断事業は国の補助をうけているので、両方で可能かどうか確認したい。

委員：妻籠宿ではお寺の耐震補強は補助対象になった。床下の関係も耐震補強をした。他の事例もあると思う。

委員：時間があるので今の段階でしっかり案をガイドラインとして作っておけば、後は楽になる。頑張ってもらいたい。

委員：17 ページの設計監理のところで、「修理・修景を行うことができる設計士へ委託しましょう」の設計士の単語が引っ掛かる。公共的な書類なので、建築士という単語に修正して欲しい。一般の人には設計士と言った方が通じると思うが、文章的には建築士と言って欲しい。

事務局：建築士に変更し、改めたい。

委員：「こうほう」はどちらの字がいいとお考えか。

委員：構えの方がいいかと思うが、統一するとなるとどちらがいいか。

委員：なかなか難しい話かと思う。「構える」の方は部材の構成方法、構造方法という意味合いが強く、「エ」工法の方は工事方法といった意味合いになる。一般的にはあまり区別されずに使われている。土壁のところだと、こういうふう塗ってこういうふう塗ってと「エ」工法の方がいい気がする。瓦葺きとか在来工法だと「構え」の構法かと思う。しっかり使い分けているのであれば、バラバラでもいいと思う。一般的にはどちらでも通用する。特にこだわりがないのであれば、統一した方がいい。

事務局：標記の統一を考えている。基本的に修理修景をされる施行事業者であったり、所有者にご覧いただく内容のもので、統一する方がわかりやすいと考えている。どちらかに統一するように検討していきたい。

委員：過去になまこ壁を店舗の腰に付けたところあり、地元の方は板壁だという認識があるが、市外などの施行事業者が蔵造りを意識してなまこ壁の図面を持ってきた時に対応していただけるのか。

事務局：基本的に須坂の建物はもともと伝統的な工法としてなまこ壁は確認されていないので、今後出てきた場合には許可にはならないと考えている。なまこ壁は使えませんか禁止する文言は入れてないと思うので、どこにどういう形で記載していくかは検討して、外部の方にも伝わる表現、記載を改めていきたい。

委員：今はないが、昔は観光交流センターがなまこ壁だった。

委員：遠慮して欲しいという意図が分かる柔らかな表現で。

委員：前出しにして特徴を述べる話があったが、そんな中になまこ壁のような壁ではなく、こういう壁ですと入れる方法はあるかと思う。そういう形で2 ページの屋敷構え・間取りの特徴という形で須坂の建物の特徴という欄を作って、その中に土蔵造であるとかディテールの話や、瓦葺きの土葺きの話も本来はこういう姿だったとできると思う。撞木造りの話もそういった記載もあるかと思う。明確に否定するというよりは特徴として述べる中にサラッと入れるのもいい。

事務局：須坂の建物の特徴について、町並みの特徴と屋敷構え・間取りの特徴に簡単に記載

しているのみで、こちらに建物の特徴を記載する方向で調整したい。

(4) 同意取りに向けた町別説明会の開催状況報告（峯村課長）

資料4 須坂の町並みだより No18 と資料4 追加資料 2022 年度伝統的建造物群保存地区制度町別説明会開催結果概要について事務局から説明。

これに対し、委員より次の意見があった。

委員：No12の「特定物件に指定されそうな建物について、市から連絡がくるのか」の回答が、「事前に依頼文と同意書を送ります」になっているが、事前の訪問はどうなっているのか。

事務局：この回答は、今後、市が同意書にハンコをいただく際の対応を説明したものである。これまで、制度説明はこちらから話をして、感想をいただいている段階であった。今後は説明内容を理解いただいたうえで、市として特定物件候補を所有者にも承知していただき、同意書にハンコを押していただく。同意書の内容を依頼文書という形で、いったん対象の方に送る予定でいる。

委員：もう少し足を運ぶというか、もう少しソフトな対応があってもいいかなと感じた。

事務局：説明の補足になるが、この質問は、特定物件の候補を持っていない方で、特定物件を持っている方には回っている。

委員：了解した。

事務局：追加の説明になるが、いったん書類を送り、書類の中にこの内容について後日直接訪問して説明をしたうえで、同意書をいただく。持って行きそのまますぐに見てもらいハンコを押すのは急なので、いったんは見えていただく時間、日数をおいて個別に訪問し、説明してから同意書をいただく。

委員：ここが山場だと思う。がんばってほしい。

委員：先ほど空き家の話があったが、私が調査に入っていた時から気になっていた。既に重伝建選定されている地域でも空き家問題が深刻な問題として顕在化してきている。Webで調べたら空き家の関係もまちづくり課が担当。

須坂市の場合、行政として重伝建の制度と空き家の問題を一体的に解決できる下地が行政にあると思うので、重伝建になってから空き家の問題について考え始めるのではなくて、是非今の段階からきちんと準備をしていきこの制度が動き始めた時にはスムーズに回していける体制を整えていただきたい。

事務局：個別のケースでは敷地内に7棟ある大きな屋敷に一人で住んでいる方が全部を管理しきれないため、奥の方は入っておらずどうなっているかわからないお宅がある。その奥の方の隣の方かと苦情が来ていて、直接何度か伺い、重伝建の説明や住んでいる状況とか話を聞きながら、その内容を空き家対策の担当職員と共有して、どういった対応がいいのか相談をしてきている。

また別の方で、これまで適正に管理されていたが高齢でできなくなってきた方もいる。そういった方に今後どうするのか重伝建の説明時にしたところ、できれば貸すより売りたいと意向を聞いていたので、町中の古い建物に住みたい方がいると聞いた

ので繋いだところ、うまい具合に進んで売却の契約をすることになったケースもある。重伝建の制度だけでなく、いろいろな町の方の話を聞いて関係する庁内でも町の方にも繋ぎ、先々の重伝建の保存活用に繋がる対応はしていきたい。

事務局：現在、空き家対策は市役所の中で2つの部署でやっている。まちづくり課は朽ちて危なくてどうしようもない空き家を所有者の方にお問い合わせをして修理をしてもらうなり、潰すなり対応をして、使える空き家については政策推進課の移住を担当する部署で空き家バンクをやっていた。この4月から空き家バンクの事業もまちづくり課で一括してやるように変更させていただく。空き家全体をまちづくり課でやり、朽ちて危なくなる前の空き家も何とかまちづくり課でまとめて考えていこうと進めていく予定。移住の方はやっていたが、空き家バンクの登録件数がなかなか増えない。

これからはまちづくり課で空き家バンク事業を担当運用していく。今まで、所有者の方もなかなか空き家バンクに登録とか、売ることに踏み出せない方が多くいるので、戻ってくる気がないのであれば処分なり、使いたい方に使ってもらえないか活発にできないかまちづくり課の中でも研究しながら、できれば民間の方にお手伝いをしていただきながら対応は考えていきたい。

委員：今後の課題としてお願いしたい。

(5) 次回委員会の開催について（峯村課長）

次回審議会は4月下旬から5月上旬で連休を外して調整したい。同意取りの進捗状況について、同意取りで出てきた問題等相談したい旨を説明。質疑等なし。

長野県教育委員会文化財・生涯学習課指導主事より以下の次のとおり助言があった。

長野県：本日の審議会では、今までになく熱心な議論が交わされたと感じた。具体的な家について、私自身須坂市の町並みについて勉強中であり、こういったことが改めて特徴だと、こういったことを大切にしなければということを知りやすくなることのできた。

また、補助金や空き家の問題など、この先発生する問題についても深い議論をされたと感じた。同じ県内で重伝建まわる中でも、必ず空き家の問題が出てくる。文化庁と話をしても空き家になってからではダメで、空き家にさせないのが大事であると常々言われている。

文化庁からも「須坂がんばっているね」との言葉をいただいている。私も嬉しく思っている。今後本当にこういう形で力強く進んでいただきたい。

4 その他

事務局より、審議委員の任期について説明。

その他意見については別紙にて後日提出を受け付ける。委員よりの質疑・発言等なし。

5 閉会